

北陸不動産公正取引協議会

平成30年度 事業計画書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

消費者庁より指導の元、全国9地区協議会では統一された「違反処理規程」及び「措置基準」に基づく違反広告主への対応が厳しく求められていることから、当協議会は規約遵守の周知を図るため、研修活動等の充実に努めるとともに、協議会事業をより活性化し、不動産の公正な取引を進展させるように努める。

また、消費者保護をより一層図り、不動産業界の社会的地位の向上を目指していく。

以下、平成30年度の事業計画に基づき、次のとおり実施する。

1. 運営体制の充実

持ち回り体制が一巡し、石川県に事務局が移る。

広告等の事前チェック体制の確保並びに更なる効果的・効率的事業運営のための体制充実に努める。

2. 諸会議への参加

消費者庁より規程・措置基準への対応を厳しく求められていることを踏まえ、連合会幹事会・総会等に参加し、規約運用の諸問題等について情報交換を行う。

3. 規約指導員養成講座、規約研修会の開催

規約指導員養成講座を開催して指導員を養成し、各構成団体における研修会の講師を務めてもらうとともに、会員事業者からの不動産広告相談に対応できるように知識の研鑽に努める。

また、公正競争規約の周知と遵守意識の向上を図るため、各構成団体において規約研修会を開催する。

4. 広告調査と違反再発防止

構成6団体の協力を受けて一斉広告調査を実施するとともに、不動産表示規約の周知と違反再発防止の指導を行う。

また、今や広告媒体とし多数を占めるインターネットによる広告表示についても、他の媒体と同様に不当表示の防止に努める。

5. おとり広告への対応

消費者庁から不動産公正取引協議会連合会へのおとり広告に対する取締り強化の要請に基づき、おとり広告（特にインターネット広告）の取締りを強化し、違反のあった会員事業者に対しては措置を講じる。

また、インターネット広告において、おとり広告や重大な不当表示による措置を講じた会員事業者に対しては、関係諸団体と連携し、他地区不動産公正取引協議会において取り組まれている不動産情報サイトへの一定期間の掲載停止の処分等に係る施策実施に向けた調査・研究を行う。

6. 広告事前相談の実施

広告表示・景品企画の事前相談を受付け、規約違反を未然に防止し適正な規約運営に努める。

7. 表示規約及び景品規約の変更への対応

不動産の表示に関する公正競争規約及び不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約等の変更がなされた場合には、会員事業者並びに賛助会員に所要の対応を図る。

8. 公取協活動状況の周知

一般消費者に対し、当協議会組織・活動状況を「不動産公正取引協議会連合会」のホームページ等を通じて周知する。

9. 関係官庁・諸団体との連携

関係官庁、他不動産公正取引協議会等との連携を図り規約の統一的解釈、運用に努める。